

相続等によって農地の権利を取得したときは…

「農業委員会への届出」 が必要です!!

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならないことになりました!

制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要さずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
 - 法人の合併・分割
 - 時効
- } 等



届出

農業委員会

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります!

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。

Ⓐ 相続が発生し、遺産分割前に届け出るときの記載例

Ⓑ 遺産分割が終了して届け出るべきの記載例

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

平成22年 4月 5日

○○市 農業委員会会長 殿
住所 ○○市○○町○丁目○○番○号
氏名 水田 広行 印
住所 ○○市○○町○丁目○○番○号
氏名 水田 良太 印

下記農地「水田良太」について、相続により所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所
水田 広行	○○市○○町○丁目○○番○号
水田 良太	○○市○○町○丁目○○番○号

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	登記簿	地 目	面積(m ²)	備 考
○○市○○町大字 ○○321番	田	田	3,000	登記簿上の名義人は 水田太郎
○○市○○町大字 ○○543番	畑	畑	1,000	同上

3 権利を取得した日

平成22年 4月 1日

4 権利を取得した事由

取得した権利の種類及び内容
所有権（水田広行、水田良太が持分1/2ずつ取得）
現在、市内在住の親類に利用権を設定しており、引き続き耕作してもらう予定です。

5 権利を取得した事由

所有権（水田広行、水田良太が持分1/2ずつ取得）
現在、市内在住の親類に利用権を設定しており、引き続き耕作してもらう予定です。

6 利用権を設定する旨の希望の有無

利用権を設定しているので農業委員会のあっせんを希望しません。

- 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有者を記載してください。
- 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取扱した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は授草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を記載してください。